

六 結婚獎勵に關する印刷物の刊行

結婚獎勵に關する參考として差當り左の印刷物を刊行し廣く結婚獎勵關係者に頒布すること

- 1 結婚斡旋の手引
- 2 職場に於ける結婚の獎勵
- 3 健康と結婚の乘
- 4 結婚への心構
- 7 結婚斡旋所の經營

適當の時期に於て結婚斡旋所を經營し廣く一般の利用に資せしむること

財團法人人口問題研究會編「ラテン・アメリカの人口問題」の刊行

財團法人人口問題研究會は同會編人口問題資料第四十八輯として「ラテン・アメリカの人口問題」(七〇頁)を刊行した。因に本輯は Moises Poblele Troncoso: Problemas sociales y economicos de America Latina. Santiago de Chile, 1936. を委託調査の形成に於て神戸商業大學商業研究所中南米經濟調査部に翻譯せしめたもので、内容目次を掲ぐれば次の如くである。

内容目次

- 一、人口と人種
- 二、米洲に於ける人口増加及び分布
- 三、米洲人口の全般的考察
- 四、人口密度
- 五、人口分布
- 六、人口の男女別構成
- 七、人口の年齢別構成
- 八、社會事情による人口構成

九、人口動態

- 一〇、婚姻率の趨勢
- 一一、出生率の趨勢
- 一二、死亡率の趨勢
- (イ) 一般死亡率及び幼児死亡率
- (ロ) 乳兒死亡率
- 一三、私生子
- 一四、移植民
- 一五、移植民問題結論
- 一六、原住民
- 一七、職業別人口構成
- 一八、人命の社會經濟的價值

滿洲國に於ける開拓農場法の公布

滿洲國に於ては滿洲開拓農民の健全なる發展を保障することを目的として昨昭和十六年十一月組織法第三十八條に依り參議府の諮問を経て勅令を以て「開拓農場法」を公布し、開拓農場の世襲家産制に依る鞏固なる農業經營基礎の確立を圖ることとなつたが、ナチス獨逸に於ける世襲農地法の先例にも見る如く、その人口政策的意義は極めて注目するに足るものといへよう。今昭和十七年四月より實施せらるる筈であるが、その法文を掲ぐれば以下の如くである。

開拓農場法

第一章 開拓農家

第一條 本法ハ開拓農場(以下農場ト稱ス)ノ世襲家産制ニ依リ鞏固ナル農場經營ノ根據ヲ確立シ以テ健全ナル開拓農家(以下農家ト稱ス)竝ニ之ヲ基礎トスル

農村ノ生産發展ヲ圖ルヲ目的トス

第二條 農家トハ開拓團(以下團ト稱ス)又ハ開拓協同組合(以下組合ト稱ス)ノ區域内ニ於テ農場ヲ所有シ其ノ經營ニ依リ獨立ノ生計ヲ營ム日本内地人開拓民ノ親族團體ヲ謂フ

第三條 農家ハ其ノ名ニ於テ農場其ノ他ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

第四條 農家ハ家長又ハ家長ニ非スシテ農家ニ屬スル者(以下農家族ト稱ス)カ農家生活ヲ爲スニ付他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第五條 農家ニ在リテハ家長ハ農家ヲ代表シ家政ヲ主宰ス

農家族ハ通常ノ農家生活ニ關スル事項ニ付農家ヲ代表ス

家長又ハ農家族ノ行爲ニシテ農家ニ爲シタヤ否ヤ分明ナラサルモノハ農家ノ爲ニ爲シタルモノト推定ス

第六條 本法施行ノ際存スル農家ノ世帯主ハ本法施行ト同時ニ其ノ家長ト爲ル

日本内地人ノ親族團體カ新ニ農家ト爲ルトキハ其ノ世帯主ハ同時ニ其ノ家長ト爲ル

第七條 農家ハ開拓精神ヲ體シ家長ヲ中心トシテ農場ノ經營ニ當ルト共ニ家名ヲ永遠ニ保持シ隣保相助及民族協和ノ達成ニ任スルモノトス

第八條 家長及農家族ハ農家ヨリ相當ナル扶養及教育ヲ受ク

第九條 農家ハ家長又ハ農家族ニ對シ情義ニ違ヒ且農家ノ資産狀態其ノ他ノ事情ヲ斟酌シ農場以外ノ農家財産ヲ分與スルコトヲ得家長又ハ農家族カ農家ヲ離脱スルトキ亦同シ